

9 月 22 日 (第 4 号)

令和4年豊能町議会9月定例会議会議録目次

令和4年9月22日（第4号）

出席議員	1
議事日程	2
開議の宣告	4
（常任委員会、特別委員会報告・質疑・討論・採決）	4
第31号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	
第32号議案 豊能町職員の降給に関する条例制定の件	
第33号議案 豊能町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件	
第34号議案 豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例改正の件	
第35号議案 職員の定年等に関する条例改正の件	
第36号議案 豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件	
第37号議案 豊能町税条例等改正の件	
第38号議案 豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件	
第39号議案 豊能町農地災害復旧事業の施行について	
第40号議案 豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについて	
第41号議案 令和4年度豊能町一般会計補正予算（第4回）の件	
第42号議案 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件	
第43号議案 令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件	
第1号認定 令和3年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定	

	について	
第 2 号認定	令和 3 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について	
第 3 号認定	令和 3 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について	
第 4 号認定	令和 3 年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
第 5 号認定	令和 3 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について	
第 6 号認定	令和 3 年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
(報告)		
第 6 号報告	健全化判断比率及び資金不足比率報告の件……………	18
(議案提案説明・質疑・討論・採決)		
第44号議案	工事請負契約の締結について……………	19
第45号議案	令和 4 年度豊能町一般会計補正予算 (第 5 回)の件……………	22
	豊能町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について……………	26
(議案提案説明・質疑・討論・採決)		
第 4 号議会議案	塩川恒敏豊能町長に対する問責決議……………	27
町 長	あ い さ つ ……………	33
散 会	の 宣 告 ……………	33

令和4年豊能町議会9月定例会議会議録（第4号）

年 月 日 令和4年9月22日（木）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 11名

1 番	池田 忠史	2 番	才脇 明美
4 番	中川 敦司	5 番	寺脇 直子
6 番	管野英美子	7 番	永谷 幸弘
8 番	永並 啓	9 番	小寺 正人
10番	秋元美智子	11番	高尾 靖子
12番	川上 勲		

欠席議員 1名 3番 吉田 正子

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	川村 哲也
教 育 長	森田 雅彦	総 務 部 長	仙波英太郎
まちづくり調整監	松本真由美	保健福祉部長	小森 進
住 民 部 長	大西 隆樹	都市建設部長	坂田 朗夫
こども未来部長	入江 太志		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	清水 義和
書 記	田中 尚子		

議事日程

令和4年9月22日（木）午後1時00分開議

- 日程第 1
- | | |
|--------|---|
| 第31号議案 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件 |
| 第32号議案 | 豊能町職員の降給に関する条例制定の件 |
| 第33号議案 | 豊能町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件 |
| 第34号議案 | 豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例改正の件 |
| 第35号議案 | 職員の定年等に関する条例改正の件 |
| 第36号議案 | 豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件 |
| 第37号議案 | 豊能町税条例等改正の件 |
| 第38号議案 | 豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件 |
| 第39号議案 | 豊能町農地災害復旧事業の施行について |
| 第40号議案 | 豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについて |
| 第41号議案 | 令和4年度豊能町一般会計補正予算（第4回）の件 |
| 第42号議案 | 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件 |
| 第43号議案 | 令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件 |
| 第1号認定 | 令和3年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第2号認定 | 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について |
| 第3号認定 | 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について |
| 第4号認定 | 令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第5号認定 | 令和3年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳 |

入歳出決算の認定について

第 6 号認定 令和 3 年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

日程第 2 第 6 号報告 健全化判断比率及び資金不足比率報告の件

日程第 3 第 44 号議案 工事請負契約の締結について

日程第 4 第 45 号議案 令和 4 年度豊能町一般会計補正予算（第 5 回）
の件

日程第 5 豊能町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

追加日程第 1 第 4 号議会議案 塩川恒敏豊能町長に対する問責決議

開議 午後1時00分

○議長（管野英美子君）

皆様、こんにちは。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

ここで私から報告事項がございます。

9月14日に教育委員会より、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書が提出されましたことを御報告いたします。

日程第1「第31号議案から第43号議案」及び「第1号認定から第6号認定まで」を議題といたします。

これに対する各常任委員会及び特別委員会の報告を求めます。

総務建設常任委員会、中川敦司委員長。

○総務建設常任委員会委員長（中川敦司君）

こんにちは。

それでは、議長より御指名をいただきましたので、総務建設常任委員会の報告をさせていただきます。

総務建設常任委員会は、令和4年9月8日午前9時30分より開会し、午後0時18分に閉会いたしました。

委員会の出席者でございますが、才脇副委員長、寺脇委員、管野委員、秋元委員、川上委員、そして私、委員長の中川の計6名でございます。委員外出席といたしまして永並副議長が出席いたしました。

当委員会に付託されました議案は8議案であります。

それでは審査の内容を報告させていただきます。

まず、第31号議案、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整

備に関する条例制定の件、そして第32号議案、豊能町職員の降給に関する条例制定の件、さらに第35号議案、職員の定年等に関する条例改正の件でございますが、提案理由は省略いたします。この3議案は関連性があり、また、第31号議案と第32号議案は第35号議案の提案に伴う議案ということでしたので、第35号議案の説明の後に第31号議案と第32号議案の提案説明を一括して受けた後、質疑を行いました。

質疑でございますが、定年が延長になるとの社会的な背景は何かとの質問がありまして、これに対し、公的年金の支給開始年齢が65歳からの支給に引き上げられることに伴い、現行の60歳定年制度のままでは無収入の期間が発生すること、また、既に民間では65歳までの雇用確保措置を義務付けており、国家公務員法も改正され65歳定年となっており、地方公務員法も同様に改正されたことから、所要の措置を講ずるため規定を整備するものですとの答弁でありました。

また、今の再任用制度とは何が違うのかとの質問に対しまして、現在の再任用の制度と大きく変わるところはありませんとの答弁でございました。

今は60歳定年制だが、定年が65歳に引き上げられても一旦60歳で退職金をもらうのか。また、給料はどうなるのかとの質問に対しまして、60歳で退職する職員は、その退職時に退職手当の支給を受けますが、60歳以降も退職せずに同じ勤務時間で在職する職員は、60歳以降に退職したときに退職手当の支給を受けます。60歳以降の給料につきましては60歳定年退職時の7割に下がりますとの答弁でございました。

質疑を終結し、議案ごとに討論・採決に移り、討論はなく、挙手全員で各議案は可決されました。

次に、第34号議案、豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例改正の件でございますが、提案理由は省略いたします。

質疑でございますが、選挙運動用ポスターの経費は、ポスター掲示場の数と同じ数と理解してよいのかとの質問があり、豊能町選挙管理委員会がポスター掲示場を設けている町内81か所分の経費になりますとの答弁ございました。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第36号議案、豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件でございますが、提案理由は省略いたします。

質疑でございますが、以前であれば育休の取得が困難だったが、今回の条例改正で育休の取得が可能になる事例は生じているのかとの質問がございまして、これに対し、今回の改正は主に男性職員が育児参加をしやすくするものですが、今のところは申請予定などの情報はありませんと答弁がございました。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第39号議案、豊能町農地災害復旧事業の施行についてでございますが、提案理由は省略いたします。

質疑でございますが、災害復旧事業の補助率は幾らかとの質問があり、今回は全て農地ですので、50%の補助率になっておりますとの答弁ございました。

また、1平米当たりの単価が、一方は2万円程度でもう一方は10万円程度と大きな差が出ているが、どのような理由によるのかとの質問に対しまして、1平米当たり単価が2万円程度の農地は圃場整備後で土のみの法面のため費用は安くなりますが、単価が10万円程度の農地は法面がブロック

積みで、ブロックを積み直す必要があるため費用が高くなっておりますとの答弁がございました。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第40号議案、豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについての関係部分のみでございますが、提案理由は省略いたします。

質疑でございますが、事業計画の優先順位はきちんとつけているのかとの質問があり、本計画の事業計画に入っている部分が国の財政支援を受けられることとなります。今年度は光風台大橋の修繕事業であるとか、圃場整備や小中学校の整備事業についても今後申請を予定しております。また、公共施設再編の具体的な方針が決まった場合に、優先順位をつけて整備できるように計画を立てているところですので答弁がございました。

また、この計画の達成状況の評価について、事業評価・主要施策成果報告書により管理を行い、その結果をホームページで公開することになっているが、この計画書の達成状況がしっかりと見えるように、その表現方法を検討してもらいたいとの質問に対し、事業評価・主要施策成果報告書の中で、この計画のどういったことがどのように進んでいるかということが分かりやすく表現ができるように考えていきますとの答弁がございました。

さらに、事業評価・主要施策成果報告書として報告があるのは年1回だが、実際は、各項目ごとに各部門で状況把握を随時行っているものと思うが、どのような形で適宜チェックをかけていくのかとの質問に対し、この計画の掲載の有無に関わらず、その事業について各課長は毎週事業展開を確認しています。重要なことになれば随時部長に

報告し、全部長級は少なくとも月2回、進捗状況等を報告もしくは議論する場がありますので、進捗は全て町全体として管理をしている形になっていますとの答弁でございました。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第41号議案、令和4年度豊能町一般会計補正予算（第4回）の件（関係部分のみ）でございますが、提案理由は省略いたします。

質疑でございますが、自治会運営支援事業の補助率は幾らかとの質問があり、補助率は3分の1ですが、補助対象の補助額が新築改築等については1,000万円が限度、修繕等については300万円が限度になりますとの答弁でございました。

また、本庁舎警備等委託事業の債務負担補正の財源はどうなっているのかとの質問に対しまして、本事業は本庁の夜間警備と土日祝日の受付委託業務に係るもので、現契約が令和4年度末までとなっているため、令和5年度の契約準備行為のため債務負担行為を上げています。そのため、予算については令和5年度の当初予算に計上することになりますとの答弁でございました。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

以上が総務建設常任委員会に付託されました8議案の審査の結果でございます。

以上で委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（管野英美子君）

次に、福祉教育常任委員会、高尾靖子委員長。

○福祉教育常任委員会委員長（高尾靖子君）

御指名をいただきましたので、福祉教育常任委員会の報告をさせていただきます。

委員会は9月9日金曜日、午前9時30分

から開会されました。

豊能町9月議会定例会議に付託された案件は7件でございます。慎重審議をいたしました。

出席委員は、池田副委員長、吉田委員、永谷委員、永並委員、小寺委員、そして私、高尾の6名でございます。委員外出席は管野議長です。欠席委員はなしです。

説明がありました。第33号議案、豊能町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件です。提案理由は省略いたします。質疑では、固定資産の課税免除については町内にとってマイナス面になるが、これについて国や府から補填が何かあるのかという質疑がございました。答弁では、固定資産税の減免につきましては75%が交付税で措置されることになっています。あとの25%は町負担となりますという答弁でございました。

また、第6条のいずれかに該当するときは課税免除を取り消すことができると記されているが、不正が分かったが、年度をまたがったとき遡及して課税することができるのかという問いに対しては、税は5年間、遡って課税できることになっています。条例の課税免除の期間は3年間となっていますので、明らかな不正があった場合には、遡って徴収することになると考えていますという答弁でした。

討論なし、採決では全員挙手で可決されました。

第37号議案、豊能町税条例等改正の件です。提案説明は省略いたします。

質疑では、税法が変わったそのままの内容を引き継いでいると考えたらよいか。新たに町が独自でやっていることはないのかという問いに対して、国税と連携はしているもので、そのまま確定申告をデータとしていただき課税する場合もあります。ただ、

町は地方税法を取り扱っており、その中での取扱いというものもありますので、全て国税と同じということではないと理解していただいたらよいかと思いますという答弁でございました。

討論なし、採決では全員挙手で可決されました。

第38号議案、豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件です。提案説明は省略いたします。

質疑に入り、引用している広域連合の条例が5条から3条に減っている要因は何かという問いに対して、条例の附則において定めがあった令和2年度における保険料軽減特例措置について、その適用が既に終了していることから、この条文を削除したものですという答弁がありました。

討論なし、採決では全員賛成で可決されました。

第40号議案、豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについて（関係部分のみ）を説明いただきました。提案理由の説明は省略いたします。

質疑では、過疎地域に指定されたことにより、人口が増えるような、過疎脱却ができるよう施策を打ちなさいが本来の趣旨だと思ふけれども、新規事業として一つでも取り組む議論はしたのかという問いに対して、令和13年人口を1万5,000人維持という流れの公共施設の再編を考え、また、交流、町民の集う場などを踏まえて計画を策定しています。既存の中でも特に重点的にやっていきたいものを盛り込んできたと考えていますという答弁でした。

また、医療の確保については、東地域の国保診療所はかなりの年数がたっており、また西地域でも高齢化の医院に後継者がないという大変厳しい状況になっている。今後の考え方について問うという質問があり、

高齢化率、医療のニーズも照らし合わせて、基本は今ある医療機関の維持を目標とし、人口の推移も見ながら考えていきます。例えば町が場所を用意し、医療機関が開設しやすいような補助制度を使うなど、今の段階では思っていますという答弁でございました。

討論なし、全員挙手で可決されました。

第41号議案、令和4年度豊能町一般会計補正予算（第4回）の件（関係部分のみ）でございます。提案理由は省略させていただきます。

質疑では、小学校と中学校の給食費は、11月から1月までの3か月間の無償化で、幼稚園と保育所は物価上昇分ということだが、小学校同様無償化対応はしないのかという質疑に対して、現時点では、保育所・幼稚園・認定こども園の無償化は入っていません。理由としては、学校のほうが教育費等がかかること、保育所・幼稚園等に通っていない御家庭もあることから、全額免除という形はとっていませんという答弁でした。

また、私学の小・中学校に通っている児童の給食費の無償も考慮に入れてはどうかという問いに対して、私学等に通っているお子さんの給食費についても今回の補正の中に見込んでいます。周知方法については、ホームページや、町立の学校に通っていないお子さんには通知を送るなど考えていますという答弁でございました。

討論なし、採決では全員挙手で可決されました。

第42号議案、令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件です。提案理由の説明は省かせていただきます。

質疑では、システム改修費が少額だが、どのような形とするのかという問いに、改

修データが収納されているCD-ROMをインストールするということになります。

討論なし、採決では全員挙手で可決されました。

第43号議案、令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件です。提案理由の説明は省かせていただきます。

質疑なし、討論なし、採決では全員挙手で可決されました。

以上で福祉教育常任委員会に付託された全ての案件は可決され、午前11時40分に閉会いたしました。

以上、報告といたします。ありがとうございました。

○議長（管野英美子君）

次に、決算特別委員会、川上勲委員長。

○決算特別委員会委員長（川上 勲君）

それでは、御指名をいただきましたので、令和4年豊能町議会9月定例会議決算特別委員会の内容について報告をさせていただきます。

9月5日の本会議におきまして決算特別委員会が設置され、私が委員長に、そして小寺議員が副委員長に選任されました。委員に、才協議員、永谷議員、永並議員、秋元議員が、そして管野議長にはオブザーバーとして参加をいただき、9月12日、13日の日程で、全員出席のもと、12日午前9時30分に開会し、翌日13日の午後2時5分に閉会をいたしました。付託され、審査をしました案件は、第1号認定から第6号認定まででございます。

第1号認定から順に、主な質疑内容と認定結果について報告させていただきます。なお、提案説明については省略させていただきます。

それではまず、第1号認定、令和3年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定につい

て、質疑応答の主なものを報告いたします。

議会ICT化事業において、今後の議会ICT化をどのように進めるのかとの質疑に対し、この9月定例会議からは、本会議場で一般質問以外の議会放映を公開しています。今後は常任委員会の議会放映について、来年9月頃に議会基本条例の見直しの中で議員間協議を予定していますとの答弁でした。

ふるさと寄附促進事業において、ふるさと寄附額は増えているが、町内在住者も寄附をされるので、それによる減少額は幾らになるのかとの質疑に対し、豊能町に寄附された金額は2,530万5,000円。逆に、町民が他市町村に寄附された金額は6,074万5,500円ですが、そのうち75%の4,555万9,125円が交付税で措置されますので、差引き1,518万6,375円が赤字という状況ですとの答弁でした。

政策推進事業のまち活とよのリビングラボ事業は、子育て支援センターが行っている事業と同じに見えるが、どのような違いがあるのかとの質疑に対し、内容的に似た部分がありますので子育て支援センターと連携し、一緒に事業を行ったりしています。今後はその在り方を考え、事業の見直しをやっていかないとはいけないと考えていますとの答弁でした。

まち活とよのリビングラボ事業の拠点であるだんでらいおんの3月の実績は約400名ということだが、4月以降の利用状況はどうなっているのかとの質疑に対し、3月の正確な利用人数は387名で、4月が353名、5月が343名、6月が350名。7月が410名、8月が367名で、月平均約350名ですとの答弁でした。

毎月の利用者のうち、町外の利用者はどの程度いるのかとの質疑に対し、毎月約350名の利用者がある中、約50名が町外の利用

者ですとの答弁でした。

だんでらいおんには、毎年最低どのくらいの経費がかかるかとの質疑に対し、賃貸借物件になっていますので、家賃が月22万円の12か月。また、NPO法人に業務委託をしていますので、月38万5,000円の12か月で462万円。そのほか、電気代、水道代などの光熱水料費が別途数万円かかってきますとの答弁でした。

広域連携事業の業務委託料62万1,000円の内容はとの質疑に対し、川西市、猪名川町、豊能町で、国崎せせらぎ龍化、出合地区の維持管理経費を負担しています。豊能町は全体の12%を負担していますとの答弁でした。

共同処理事務費負担金1,322万2,408円の積算根拠はとの質疑に対し、大阪府から権限移譲となり、池田市・箕面市・能勢町・豊能町の2市2町で共同処理している19事務の豊能町分で、令和3年度は人口割や面積割等で10.35%の負担割合となっていますとの答弁でした。

大阪府からの権限移譲で約850万円の赤字となっている。もし、ほかの2市1町も赤字なのであれば、大阪府に財源についての交渉をしてもらいたいとの質疑に対し、2市1町とも連携をとりながら、今後の課題としますとの答弁でした。

防犯等事務事業において防犯カメラ設置補助事業を行っているが、防犯カメラの画像は誰もがみれるような運用になっていないかとの質疑に対し、防犯カメラの設置に当たっては各自治会の管理運営規程を設けられ、データの外部提供については、警察などの捜査機関からの要請を受けた場合や本人からの申出があった場合等に限定されていますとの答弁でした。

防災対策事業の防災行政無線の保守管理において、臨時に行った保守の内容はとの

質疑に対し、毎年支出している基本的な保守料約900万円に加え、屋外子局の無停電装置のバッテリー交換に266万円かかっています。なお、このバッテリーは8年毎に交換が必要ですよとの答弁でした。

防災行政無線の点検を、夕方5時のふるさとメロディが聞こえない子局のみ点検するとか、点検そのものを2年に1回にするなどできないのかとの質問に対し、有事の際のシステムですので点検は欠かせませんが、点検内容については精査していきたいと思えますよとの答弁でした。

職員健康診断の近年の受診率はどうなっているのか。また、未受診者への通知等は行っているのかとの質疑に対し、令和3年度の未受診者は常勤・非常勤合わせて30名で、令和2年度は27名が、健康診断も人間ドックも両方受診していません。未受診者には特に受診勧奨の通知等はしていませんよとの答弁でした。

職員健診の受診率が100%にならないのは、人事労務管理そのものに問題があるのではないかとの質疑に対し、既に病院にかかっている職員もいますが、未受診者には何らかの方法で周知を図っていきますよとの答弁でした。

消防広域化事業において、事業費が前年度と比較して約940万円増加しているが、5市2町の通信業務共同運用に関する経費が含まれているためかとの質疑に対し、豊能町と箕面市の消防経費の負担割合は人口割や面積割から15.09%となっています。増加の内容は、消防署東出張所の人件費が2名分増えたことですが、物件費で減額している部分もあり、総額で約940万円の増加となっています。なお、5市2町の通信業務共同運用に関する費用は含まれていませんよとの答弁でした。

国民健康保険特別会計診療所施設勘定繰

出金事業において、前年度に比べて減額となっているが、その要因はとの質疑に対し、主な要因は、新型コロナワクチン予防接種を実施したことで大きな収入があったため繰出金が減額となりましたとの答弁でした。

子育て世代包括支援センター（基本型）運営事業において、この事業のほかに、まちづくり創造課でだんでらいおんというよく似た事業を行っているが、両課で十分に話し合いが取れていないように思える。今後、方向性をしっかりと示せるような形にしてもらいたいとの質疑に対し、まちづくり創造課・健康増進課と縦割りになっている部分は反省すべき点だと思います。事業のほうはいろいろな要素があって進めている点もありますが、今後は調整をしていきますので、少し時間をいただければと思いますとの答弁でした。

人権啓発推進事業において、相談事業は週何回、1日何時間、また、どういった相談があり、相談員はどこから来ているのかとの質疑に対し、相談の委託を豊能人権地域協議会へ委託し、週4日、火曜日と金曜日はふれあい文化センターで、木曜日と土曜日は西公民館で、9時から5時まで相談業務を行っています。相談内容は、生活の上での困りごとや、どこに相談に行ったらよいか分からない場合の最初の入り口として、相談者に寄り添って話を聞いています。また、相談員は町内の方ですとの答弁でした。

豊能町内の相談員に対して、DVなどのセンシティブな相談が本当にできるのか。そういった点の配慮はどうしているのかとの質疑に対し、契約の仕様書の中で、その相談で知り得た事実は漏らさないという守秘義務の項目がありますので、それを遵守していますとの答弁でした。

ごみ減量化事業において、ごみ減量化に

かける費用が広報活動程度しかできていない。生ごみ乾燥機などの機械の普及に一定の金額をかけたとしても、ごみ減量化ができれば猪名川上流広域ごみ処理組合の負担金が大きく下がる可能性がある。負担金の減額を見据えてごみ減量化事業に取り組んでもらいたい、町の考えはとの質問に対し、生ごみの占める割合が非常に高く、そこに手をつけることでごみが減るのではないかと考えていますので、全体のバランスを見ながら、財政担当とも相談しながら検討していきたいと思っておりますとの答弁でした。

農業振興事業の青年就農給付金事業で、給付金を受けるための要件はとの質疑に対し、青年就農給付金事業は、青年等就農計画の認定を受けた新規就農者に対して、農業経営を支援するための給付金です。条件として、40歳までに就農すること、専業であること、農業の売上げ600万円を目標とする計画を立てることなどがありますとの答弁でした。

光風台駅前エスカレーター管理運営事業において、光風台駅までの階段を下りるのが怖いという声が入っている。これから高齢化がどんどん進む中で、どのような駅まで降りる手段を考えているのかとの質疑に対し、下りのエスカレーターをつけるには高額な費用がかかるため難しいと思います。ただ、安全対策としてはこれからも検討を続けていきますとの答弁でした。

公園施設災害復旧事業において、光風台6丁目緑地は、対策を講じたにもかかわらず被災した。光風台4丁目まで同様の法面が続いているが、今後どのように点検をしていくのかとの質疑に対し、光風台には同様の時期に建てられた擁壁が点在しています。これらの点検は、令和2年度にコンクリートメーカーと協定を結び、無償で町内の擁壁点検を行い、危険度を数値化してい

ます。要危険のところから順番に予算措置して対応していますが、緊急に対応が必要な擁壁はありませんとの答弁でした。

商工事務事業の地域しごと創生スタート支援事業を終了する理由は何かとの質問に対し、この事業は、当初、地方創生の交付金として500万円の上限額があったため、町外から町内に出店されるなど、かなり効果があったと認識しています。しかし、交付金がなくなり、町単費で50万円限度の補助金では町外から町内に出店を促すまでには至らないため、事業を廃止したものととの答弁でした。

建築物管理事業において、事業の内容について伺うとの質問に対し、この事業は、昭和56年5月以前に建築されている旧耐震基準の木造住宅の耐震化補助事業です。事業の内訳は、耐震診断2件で10万円、耐震設計1件で10万円、耐震改修工事1件で40万円、計60万円となっていますとの答弁でした。

奨学資金貸与事業については、資金を貸与する形ではなく、給付する形に変えていくべきと考えるがとの質問に対し、現在、コロナ禍のため収入が減少している方がおられるため事業を継続している状態です。今後は奨学金制度自体の見直しを検討していきますとの答弁でした。

奨学金の返済状況はどうなっているのかとの質疑に対し、現在、奨学金の返還対象者は51名です。そのうち3分の2の方は返済計画どおり返済されていますが、長らく滞納が続いている方もおられますとの答弁でした。

奨学金の滞納者の調査について、専門知識を持っている税務課に移管するとか、連携するとかいったことはできないのかとの質疑に対し、税務課との連携については、税務課の徴収室と相談をしながら案件の処

理に当たっています。ただ、どうしても困難案件となったものは、移管ということも今後考えていかなければならないと考えていますとの答弁でした。

児童虐待防止対策事業については、基本的には解決できているのか、それとも懸案状態が続いている状態なのか。また、豊能町は他市町村と比べて割合が多い状況なのか、少ない状況なのかとの質疑に対して、虐待の事案については継続して対応を行っています。また、こども家庭センターと連携を取りながら対応に当たっています。なお、他市町村と比較して割合が多いか少ないかについては把握していませんとの答弁でした。

学校教育充実事業において、GIGAスクールで、タブレットの使えない児童に対してどのようなフォローをしているのかとの質問に対し、国の研修を受けたGIGAスクールサポーターが教室に入って、タブレットを使えない児童のサポートを行っています。また、GIGAスクールサポーターに加え、必要に応じて授業の入っていない先生がフォローを行っている学校もありますとの答弁でした。

人権・地域教育充実事業において、スクールガードリーダーは下校時はどのような見守りを行っているのかとの質疑に対し、下校時は、ポイントを決めて3時間以内で見守りを行っています。また、状況に応じて付き添いながら見守りを行っていますとの答弁でした。

以上で一般会計の質疑を終結し、賛成討論が1件。挙手全員で第1号認定、令和3年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定は、原案のとおり認定されました。

次に、第2号認定、令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、質疑応答の主なものを報

告いたします。

令和3年度に実施したシステム改修は、どのような内容かとの質疑に対し、未就学児の均等割を軽減するためのシステム改修になりますとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論なし、挙手全員で第2号認定は原案のとおり認定されました。

第3号認定、令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について、質疑応答の主なものを報告いたします。

東地区の中核の医療機関である国保診療所を今後どのようにしたいと考えているのかとの質疑に対し、内科・歯科とも、地域に求められるような医療ニーズに耐えられるような診療所を目指していきますとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論なし、挙手全員で第3号認定は原案のとおり認定されました。

第4号認定、令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑応答の主なものを報告いたします。

事務事業費が前年度と比べてかなりの減額になっているが、どのような要因によるものかとの質疑に対し、前年度は、税制改正に関連する保険料軽減見直し等対応のシステム改修があったためですとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論なし、挙手全員で第4号認定は原案のとおり認定されました。

第5号認定、令和3年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について質疑応答の主なものを報告いたします。

事務事業費が前年度と比べてかなりの減額になっているが、どのような要因によるものかとの質疑に対し、システム改修の違

いによるもので、前年度は制度改正に対応するための改修のほか、マイナンバーに関連する改修があったためですとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論なし、挙手全員で第5号認定は原案のとおり認定されました。

第6号認定、令和3年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑応答の主なものを報告します。

下水道施設の維持管理に係る契約件数は何件あるのかとの質疑に対し、契約件数は、保守管理が1件、業務委託件数が20件、工事件数が6件になりますとの答弁でした。

技術を継承すべき技術職員の採用が少ない。技術の継承に問題はないのかとの質疑に対し、技術の継承については今後の課題であると認識しています。募集をしても応募がない状況が続いていますので、採用に向けて人事部局と引き続き検討していきますとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論なし。挙手全員で第6号認定は原案のとおり認定されました。

これで、決算特別委員会に付託されました第1号認定から第6号認定までの審査の全てが認定となり、2日間の委員会を閉会いたしました。

以上で決算特別委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（管野英美子君）

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の委員各位の質疑は差し控えていただきますよう、お願い申し上げます。

初めに、第31号議案から第43号議案まで

の13件に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

ないようですので、次に第1号認定から第6号認定までの6件に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

第31号議案、第32号議案及び第35号議案の3議案は関連性があり、第31号議案と第32号議案は第35号議案の提案に伴う議案になりますので、初めに第35号議案に対する討論を行います。ございませんか。

高尾靖子議員。

○11番(高尾靖子君)

第35号議案、職員の定年等に関する条例改正の件で、反対討論をいたします。

2022年3月で定年退職し、引き続き4月から再任用となる職員にも減額調整が適用されます。定年延長に伴って60歳以降の賃金を70%にし、管理職は原則として降給させるものです。不利益措置を退職後まで引き続くものであり、認められません。

以上で反対討論といたします。

○議長(管野英美子君)

ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第35号議案「職員の定年等に関する条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(多数起立9:1)

○議長(管野英美子君)

起立多数であります。

よって、第35号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第31号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第31号議案「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(管野英美子君)

起立全員であります。

よって、第31号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第32号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第32号議案「豊能町職員の降給に関する条例制定の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(管野英美子君)

起立全員であります。

よって、第32号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第33号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第33号議案「豊能町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第33号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第34号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第34号議案「豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第34号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第36号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第36号議案「豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第36号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第37号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第37号議案「豊能町税条例等改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第37号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第38号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第38号議案「豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第38号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第39号議案に対する討論を行います。

す。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第39号議案「豊能町農地災害復旧事業の施行について」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(管野英美子君)

起立全員であります。

よって、第39号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第40号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第40号議案「豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについて」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(管野英美子君)

起立全員であります。

よって、第40号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第41号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第41号議案「令和4年度豊能町一般会計補正予算(第4回)の件」に対する委員長

の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(管野英美子君)

起立全員であります。

よって、第41号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第42号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第42号議案「令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1回)の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(管野英美子君)

起立全員であります。

よって、第42号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第43号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第43号議案「令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1回)の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(管野英美子君)

起立全員であります。

よって、第43号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第1号認定に対する討論を行います。

永並啓議員。

○8番（永並 啓君）

8番・永並啓です。

第1号認定、一般会計決算の認定について、賛成の立場であります。討論させていただきます。

今回の公共施設に関連する事業については、令和2年度だけでなく、令和3年度も事業評価・主要施策報告書の中で公共施設再編検討委員会の答申を待って方向性を考えるということが書かれておりました。決算には予算に対する実績や行政活動の結果が集約され、決算特別委員会での議論の内容は次年度の予算にも反映されます。議会だけでなく住民にとっても重要なものになるため、今後の方向性は示す必要があります。しかし今年度も方向性は示されなかったため、決算特別委員会においても公共施設に関連する事業についてはまともに審査することができませんでした。このようなことは豊能町において初めてのことであります。これは明らかに町長の意思決定の遅さが招いた結果であります。町長が意思決定をしないため、公共施設を関係する職員も今後どうなるか分からない状況で運営をせざるを得ない。つまり長期的な計画が立てられない。これが本当に豊能町のためになることなのでしょうか。議会でも町長に、公共施設の方向性を1日でも早く決めてもらうために、3月議会の際には公共施設再編検討委員会の結論を早く出すことを求める附帯決議を可決しております。しかし現在のところ無視している状態であります。これを機に再度、附帯決議の意味を理解し、早々に公共施設再編の結論を出し、町長に

方向性を決めていただき、来年こそは主要施策成果報告書に今後の方向性を書いて、委員会の中でもしっかりと議論ができるまともな委員会を行っていきたいと考えております。

以上のことを申し添えて討論とさせていただきます。

○議長（管野英美子君）

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第1号認定「令和3年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第1号認定は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第2号認定に対する討論を行います。

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

御指名を受けましたので、高尾靖子、反対討論をいたします。令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出の認定についてです。

大阪府に統一された国民健康保険事業は、令和7年度に大阪府下統一保険料となる予定ですが、加入したときには安くなるというような話がありました。しかし徐々に保険料は上がっています。高過ぎる保険料は全国で保険料の減額を求める動きもあります。低所得者に過度な負担を強いる国保の保険料は国負担を増やし、国民の命、暮ら

しを守る国保にすべきであることを主張して反対討論といたします。

○議長（管野英美子君）

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第2号認定「令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（多数起立9：1）

○議長（管野英美子君）

起立多数であります。

よって、第2号認定は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第3号認定に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第3号認定「令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第3号認定は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第4号認定に対する討論を行います。

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

第4号認定、後期高齢者医療の件で反対討論といたします。

窓口3割負担、年金の減額が続く中で高齢者の生活を脅かすもので、この制度は老人医療制度に戻すべきと主張してまいりました。よってこの後期高齢者医療の認定には不認定といたします。

○議長（管野英美子君）

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第4号認定「令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（多数起立9：1）

○議長（管野英美子君）

起立多数であります。

よって、第4号認定は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第5号認定に対する討論を行います。

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

第5号認定、介護保険特別会計事業勘定について反対討論といたします。

長期にわたり介護保険準備給付基金の基金積立金が約6億4,000万円です。第8期は保険料抑制をしたことについては評価いたしますが、加入者が支払った保険料でありますから、値上げ抑制また値下げにこれからも使うべきです。余力があるのであれば、命を守るため、コロナ感染症拡大防止の充実など図って、一層元気な老後を過ごせる

よう町として踏ん張るべきです。

以上で反対討論といたします。

○議長（管野英美子君）

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第5号認定「令和3年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（多数起立9：1）

○議長（管野英美子君）

起立多数であります。

よって、第5号認定は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第6号認定に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第6号認定「令和3年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第6号認定は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、議場換気のため10分間休憩いたします。再開は午後2時30分といたします。

（午後2時20分 休憩）

（午後2時30分 再開）

○議長（管野英美子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2「第6号報告 健全化判断比率及び資金不足比率報告の件」の報告を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

それでは、第6号報告、健全化判断比率及び資金不足比率報告の件について御説明申し上げます。

追加議案書の3ページをお開き願います。

本件は、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告するものでございます。

4ページを御覧ください。

まず上の表の1健全化判断比率でございますが、令和3年度の列を御覧ください。

実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支が黒字であるため比率はございません。次に、連結実質赤字比率でございますが、こちらも連結実質収支が黒字であるため比率はございません。次に、実質公債費比率でございますが、5.6%となっております。前年度の6.3%と比べ0.7ポイント改善しております。なお、早期健全化基準は25.0%となっております、基準を下回っております。次に、将来負担比率でございますが、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため比率はございません。

続きまして、下の表の2資金不足比率でございますが、下水道事業特別会計につきましては、実質収支が黒字のため資金の不足が生じていないとして比率はございません。

報告は以上でございます。よろしく願います。

○議長（管野英美子君）

日程第3「第44号議案 工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

それでは、第44号議案、工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

追加議案書の5ページを御覧ください。

本件は、令和4年度町道吉川中央線光風台大橋修繕工事請負契約の締結について、当該契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する契約であることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

6ページを御覧ください。

1. 契約の目的、令和4年度町道吉川中央線光風台大橋修繕工事。2. 契約金額、1億2,430万円。3. 契約の相手方、大阪府吹田市江坂町3丁目3番1号、株式会社紙谷工務店代表取締役 紙谷繁夫。4. 契約の方法、指名競争入札でございます。

なお、本件の応札者は1者、予定価格は消費税込みで1億3,671万9,000円、落札率は90.9%でございました。

工期は、議会の議決日の翌日から令和5年7月31日まででございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

これより本件に対する質疑を行います。

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

二、三点、お聞かせください。

まずこの工事なんですけど内容を教えてください。どのようなものか。そしてまた目安ですね。その工事というのは何年に1度を目安にしているのかということと工事

期間、この3点をお尋ねします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

まず工事内容なんですけども、大きく6点ほどありまして、一つ目が橋梁補修工といいまして、コンクリート系の部分とメタル、鉄製の部分と二つあるんですが、コンクリート系のほうがひび割れがあったり、あと鉄筋がちょっと露出しておりますので、その辺のひび割れの補修並びにその断面の修復といったものを行う橋梁補修工が一式、それから特にメタル部分のところの鉄製のところの部分ですけど、その塗装の塗り替えを行う部分が塗装工一式ということですね。それから道路の表面上ですね。舗装とそれからちょっと舗装をめくった後に雨水等が浸透しないように表面防水を行うということで、表面上のその防水と舗装工ということで一式。それから附属という形で橋梁の両サイドに高欄といいまして高さ1.2メートルほどの乗り越えができないような柵があります。その塗り替え等の補修工を一式考えています。あとはそこで出てきましたコンクリートのガラとかそういったものの処分工と、あともう一点は最後今回の工事をやるに当たりまして仮設の足場を組んでいきます。吊り足場といいまして、高欄等に吊りながら橋梁の裏側も人が歩けるような形でやっていきますので、それが一番金額的には高いんですが、その辺の架設工という形で一式というところでございます。

それから2点目の目安というところなんですけど、一応工期は令和5年の7月31日まで考えてまして、取りあえず今年度、令和4年度につきましては契約金額1億2,430万

円のうち5,280万円を考えております。国のほうに交付金を使った形、交付金の申請を今してるところでして、その事業費の目安が5,280万円と。国費がちなみに55%ですので、2,904万円を国費申請していきたいと考えています。ですので令和5年度が残りの7,150万円分の事業費ということで、国費はそれの55%ですので約3,930万円という形になると思います。

(発言する者あり)

○都市建設部長（坂田朗夫君）

工事期間は先ほどお話ししたとおり、一応来年の7月31日。

(発言する者あり)

○都市建設部長（坂田朗夫君）

一応今回のこの修繕工事については道路法の改正に伴いまして5年に1度橋梁点検をすることになってまして、その際に見つかったものでございますので、また5年後ですね。橋梁点検したときにそういう部分的に、要観察であれば問題ないんですが、もう修繕等をしていかなければいけないというような形で点検結果が出れば、また新たに5年後ですね。また修繕工事をまた出すことになるかと考えております。

以上です。

○議長（管野英美子君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

たしか前回も大きな補修工事があったように記憶してます。大変な工事だなと思ってたんですが、逆にああいった点検していかないと非常に住民の生活に大きな影響を及ぼすなど。お尋ねしたいんですが、今回は5年に1度の検査の中で補修が必要だというふうになったのか。そうではなくて、お尋ねしたかったのは5年に1度必ず補修していかなくちゃいけないものかという。どちらなのかなということでもう一遍お答

え願います。

○議長（管野英美子君）

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

その前に、以前大きな工事があったというところなんですが、2014年、平成25年度に耐震補強を行っています、光風台大橋については。それが完了したのが26年の2月というところで、今回は5年に1度の橋梁点検の中で補修しないといけないところが見つかりましたので、それに合わせて今回工事のほうを発注しているというところでございます。

○議長（管野英美子君）

ほかに質疑ございませんか。

永並啓議員。

○8番（永並 啓君）

契約の方法が指名競争入札になっていますが、この理由を、背景なりがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

この工事につきましては一度、一般競争入札として入札を実施いたしました。しかし一般競争入札を行った結果、工事の参加者がございませでした。そこで周知方法を徹底するため再度指名競争入札という形で業者に周知を徹底するという意味を込めまして指名競争入札を行ったところでございます。

○議長（管野英美子君）

永並啓議員。

○8番（永並 啓君）

最初、一般競争入札が不調に終わった原因は何と考えられますか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

一般競争入札の方法といたしますと、不特定多数の皆さん、業者さんのほうに公平にその機会をお知らせするという意味を込めまして、豊能町のホームページでその工事情報を公開しております。同時に周知の方法として建築の専門の新聞等々においてもこの工事があるという旨告示をしておるところでございます。ところが、本町のホームページ及びこの新聞等々の広報による方法だけではなかなかその周知が図れなかったというふうなことが原因の一つであると考えております。したがって、今度、本町がこういった工事をやっているというところで業者にお知らせをするために、次に指名競争入札、この指名競争入札は登録業者の中から業者を指名して、そこにこういう工事がありますということをお知らせいたしますので、周知を図れるというところで今回指名競争入札を行ったところでございます。

○議長（管野英美子君）

永並啓議員。

○8番（永並 啓君）

周知方法を、もっと多くの競争原理を働かすために一般競争入札の段階で契約ができたならそれが一番いいことであるので、周知方法をもうちょっと考えるということもそうですが、一番気になっているのは、昨今の世界実情の影響等で物価や物資が上がったりとか人材不足があったりとかすると、例えば市内とか大都市の工事は金額も大きくなりますからそちらのほうに人材を集中して、ここの豊能町とか町村の市町村のちっちゃい町の工事とか金額が低いところの工事のところには手が回らないというような状況も考えられるのかなと思いますの

で、そこら辺を、すぐにではなかなか難しいかもしれないですけど、契約期間を長くするとかもうちょっと入札しやすいような環境を構築していただけたらと思います。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

議員おっしゃられたとおり、先ほど申し上げました広報の方法も一つではございますが、適切な設計及びその適切な工期等々を設定することによりまして、今後業者の公平な競争を保った上で落札業者を認定できるような形で入札方法についても検討していきたいと考えています。

○議長（管野英美子君）

ほかに質疑ございませんか。

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

大変な工事になると思うんですけども、工事期間中、通行や通学には影響がないようにされるのか、その点お聞きいたします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

今回の工事につきましては若干、吊り足場といいまして高欄のほうから、歩道のほうから橋梁の裏側ですね、足場を組んでいきます。そのために、そこを歩行者が通るとやはりそこにつまずいたりとか危険になりますので、交通誘導員を常時配置するようにしておりますので、そちらのほうで安全対策のほうはつけていきたいと考えています。

以上です。

○議長（管野英美子君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

幼稚園児、いろいろ小さい、ふだんも通学以外にもたくさん通られますので、その点は十分工事に気を付けていただくように要望しておきます。ひとつよろしく願いいたします。

○議長（管野英美子君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって第44号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4「第45号議案 令和4年度豊能町一般会計補正予算（第5回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

それでは、第45号議案、令和4年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

第45号議案、一般会計補正予算書の3ページを御覧ください。

令和4年度豊能町一般会計補正予算（第5回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,762万4,000円を増

額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ83億9,401万3,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

6ページを御覧ください。第2条といたしまして地方債の補正でございます。「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございます。

戸知山周辺整備事業債につきましては、8月17日の豪雨により戸知山の進入路が被災したため、その復旧に係る事業費が増額となったことに伴い補正するものでございます。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に、歳出について御説明申し上げます。

12ページを御覧ください。款2・総務費、項1・総務管理費、目5・財産管理費の2. 普通財産管理事業でございますが、8月17日の豪雨で被災した木代地区戸知山管理道路改良工事に係る費用を補正するものでございます。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費、目2・予防費の3. 予防接種推進事業でございますが、大阪府によるインフルエンザワクチン定期接種無償化事業の実施に伴い、自己負担額を無償化するための費用を補正するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。次に歳入について御説明申し上げます。

10ページを御覧ください。款17・府支出金、項2・府補助金、目3・衛生費府補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました予防接種推進事業に係る府補助金でございます。

次に、款20・繰入金、項1・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整といたしまして442万4,000円を増額するものでございます。

11ページを御覧ください。款23・町債でございますが、6ページの第2表、地方債補正で御説明申し上げました戸知山周辺整備事業債に係るものでございます。

以上、簡単ではございますが補正予算に係る説明とさせていただきます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

これより本件に対する質疑を行います。

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

中川です。

では私のほうからは、この普通財産管理事業の中で今先ほど説明ございました戸知山管理道路の補修という部分で質問させていただきます。この道路の奥のほうにいわゆる今、実証実験というふうなことを実施している場所がございますが、そこに影響はなかったのか及びそこまですり込んでいくことができるのかどうかを確認をさせていただきます。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

まず1点目の実証実験のほうの影響はなかったかということですが、今回8月16、17日の豪雨それから先日の台風のときもそうですけども、特に実証実験のほうには問題はございません。

それから2点目、実証実験までの道のほうが車等で行けるかどうかなんですけども、今現在、大きく2か所ほど、ちょっと図面用

意しておったんですけども、大きく調整池側のほうが約20メートル弱、それから登っていく道の右手のほうが約80メートル、道路が現在えぐられている状況でして、今現在は車では行けない状況です。

以上です。

○議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

ということはその実験場までは入っていけないような状況かなと思いますけども、それは別に問題ないんですね。そこに何か行く必要はないというふうに考えておたらいいんですかね、実証実験の関係で。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

現在も二、三週間に一度ぐらいはそのシート、コンクリートにはってるセンサーですね。シートなんですけど、その確認。それから水位計とかカメラとか、あとバッテリーが切れてないかどうかの確認で数週間に一度は大阪大学さんのほうが常時確認には行っております。あと前回皆さんに見ていただいたときには法面部がそのまま土の状態だったと思うんですが、本来でしたら9月頃からそこに植生シートといってシートに種子が入ったものなんですけど、それを法面のほうで張っていきこうということで考えておったんですが、ちょっと今道路がこのような状況になっておりますので、ある程度仮復旧ができた段階でその植生シートのほう、法面のほうをしていって、今後大きな雨等でその法面に被害が及ぼさないような形で進めていきたいということで大阪大学のほうはおっしゃってございました。

以上です。

○議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

あともう1点お伺いしますが、ここの戸知山の入り口の道路ですけど、もともとから傷んでおったという状況もございまして、この道そのものが今回このようにえぐれるほど破損してるとするのは、その道そのものが結構傷んでたということに起因すると考えておったらいいのか。もしくは道路そのものがきちっと整備された状態であればこのようなことは起こらなかったであろうというふうに推測されるのか、その辺りどうなんでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

今回の道路につきましては、今現在道路の改良工事というところで施工中でございました。まだアスファルトが実際張っていない状態で前回8月17日から18日までの豪雨、これもかなり想定外の豪雨であったんですけれども、その工事の途中であるというところに豪雨が重なったことにより、今回のような被害が発生したというふうに考えております。工事が完了しまして排水もきちっと整備ができてアスファルトもきちっと張られた状態であれば、確かに想定外の豪雨ではあるんですけれども、今回のように被害が発生することはないというふうに考えております。

○議長（管野英美子君）

ほかに質疑ございませんか。

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

今の中川議員の質問の中で、被災された場所は長さ20メートルと80メートルという御答弁だったと思います。もし間違ってい

なければその写真を見る限りかなりの深さでえぐられてるように思いますので、その深さ合わせてどのぐらいあるのかということと、質問の趣旨はそこから流れて出た土砂ですよね。道路を潰されて流れ出た土砂も今回それを集めるかなんかという費用もこの1,480万円に入っているのかどうかお尋ねします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

1点目の20メートル、80メートルの深さのお話があったと思いますので、その点ちょっと説明させていただきます。道路復旧工図面のほうで①と書いてたところの部分ですね。約20メートル部分ですが、そちらのほうが平均深さが2.5メートルです。それからもう一つ図面のほうで道路復旧工②と書いたところの部分が延長が80メートルなんですけど、そちらのほうの平均1.7メートルとなっております。

以上です。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

暫時休憩いたします。

（午後3時00分 休憩）

（午後3時01分 再開）

○議長（管野英美子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

今回の雨で崩れた土砂については道路の下のほうに流れているというところになります。それについての処分費用も今回の予算の中には含まれているというところでございます。

○議長（管野英美子君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

ざっと計算しても750平方立方メートルぐらいあるしどうかなと思いました。万が一ちょっと気になったのはその調整池に入っていた場合にまた浚渫工事とかそういうことにもなりかねないかなと思って質問させていただきましたけど、その費用も入っているということで了解いたしました。

○議長（管野英美子君）

ほかに質疑ございませんか。

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

永谷でございます。

12ページの歳出の、予防費、インフルエンザ接種の件でございまして、一応接種見込み人数ですね。まずその点についてお伺いいたします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

約7,000人を見込んでございます。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

7,000人お聞きしました。この数は町から府のほうに要望された人数なのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

この人数の積算につきましてなんですけれども、実はこの制度一昨年にも無料化と

いうことを行われてございまして、そのときにも大体6,700名ほど、約76%ぐらいでしたけれども、その接種率を見ておりました。その制度がないときにも大体50%台前半、後半、いろいろ年によってぶれるんですけども、大体そういう皆様に接種いただいております。今回につきましても約大体76%の見込みをしておございまして、その見込みといたしまして先ほど申し上げました7,000人という積算をしておございます。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

お聞きしました。大体見込みとして実績も踏まえて今回は7,000人ということなんですけど、仮に見込んでいた人数が増えた場合、増えた分については府からの補助が出るのかどうか。単費でしなきゃならないのかどうか。この点についてお伺いします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

この補助金につきましては実績に伴いまして補助されるものでございます。予算といたしましては7,000名御用意しておりますが、仮に増えた場合につきましても予算の中では委託料の中で足りない分をお支払いするということになると思うんですけど、その額につきましても大阪府より補助いただくことになってございます。

以上です。

○議長（管野英美子君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第45号議案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(管野英美子君)

起立全員であります。

よって第45号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第5「豊能町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員には、中田稔さん、紀井正明さん、山崎明夫さん、西崎繁さん、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異

議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました4名の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員には、第1順位、平井政義さん、第2順位、新谷芳宏さん、第3順位、西野方庸さん、第4順位、馬渡美保子さん、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名の方が、順序のとおり選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

永並啓議員。

○8番(永並 啓君)

動議を提出したいと思います。

○議長(管野英美子君)

表題だけお願いいたします。

○8番(永並 啓君)

町長のこれまでの町政運営について責任を問う問責決議でございます。

○議長(管野英美子君)

ただいま、永並議員から、塩川恒敏町長に対する問責決議の動議が出されました。

動議には1人以上の賛成者が必要です。

永並議員の決議の動議に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(管野英美子君)

動議に所定の賛成者がおりますので成立いたしました。

この際、暫時休憩いたします。
再開は放送をもってお知らせいたします。

(午後 3 時 08 分 休憩)

(午後 3 時 35 分 再開)

○議長（管野英美子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 1 「第 4 号議会議案 塩川恒敏豊能町長に対する問責決議」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

永並啓議員。

○8 番（永並 啓君）

8 番・永並啓です。

それでは、第 4 号議会議案 塩川恒敏豊能町長に対する問責決議。

上記の議案を別紙のとおり豊能町議会会議規則（平成 3 年豊能町議会規則第 1 号）第 10 条の規定により提出する。

令和 4 年 9 月 22 日提出。豊能町議会議長、管野英美子様。提出者、豊能町議会議員、永並啓。賛成者、同、池田忠史。

塩川恒敏豊能町長に対する問責決議。

町長のこれまでの町政運営に対して次の理由から問責決議を提出する。

1 点目、ダイオキシン廃棄物の最終処分について、町長は現在、保管している余野地域の自治会に、この半年でたった 1 回しか出向いていない。能勢町・豊能町の住民にとって、長年、頭を悩ませてきたダイオキシン問題を解決しようとする気が感じられない。保管されているダイオキシン廃棄物は、発生当初と大きく事情が異なり、すでに無害化されている。危険ではないのである。無害化の処理前であれば、技術的な見地からも説明が必要なので、町長だけが出向いても仕方ないという側面もあるが、無害化された現状では、町長と住民との信頼関係が非常に重要になるため、頻繁に地域に出向く必要がある。

また、現在、保管している廃棄物は、ダイオキシン廃棄物という名前がついているが、もともと豊能郡にあった物が含まれているかどうかは定かではない。

8 月 24 日には、能勢町・豊能町でつくる豊能郡環境施設組合において、「地元の理解を得るための努力が見受けられない」「これまで 2 町で取り組んできた問題を、土壇場になって、豊能町の公共施設再編という豊能町の都合で遅らせ、最終処分の目処が立たなくなっている」という状況を問題視し、組合の管理者である豊能町長に対して問責決議が可決している。

豊能町だけでなく、能勢町からも「町長の運営方法に問題がある」と言われたのである。このことは豊能町議会としても深刻に受け止める必要がある。

2 点目、教育に造詣のある教育委員が様々な観点から議論をして、豊能町全体で 1 つの小学校、1 つの中学校という結論を出し、住民説明会までも実施していたにも関わらず、その案を廃棄し、東西地域にそれぞれに学校を残し、2 つの小学校、2 つの中学校に方針を転換した。

その際、教育委員や議員からも、東地域での子どもの人数が少ないことを指摘されていたが、町長は「これから若い世代を増やしていく」と答弁し、納得させてきた。

しかし、それから 3 年以上が経過するが、若い世代を増やす具体策は 1 つも出てこない。その結果、東地域の出生者数は、令和 2 年度が 9 人、令和 3 年度が 6 人と減少の一途をたどっている。

3 点目、公共施設に関連する事業については、令和 2 年度だけでなく、令和 3 年度も事業評価・主要施策成果報告書の中で、公共施設再編検討委員会の答申を待って方向性を考えるということが書かれている。

決算には、予算に対する実績や行政活動

の結果が集約され、決算特別委員会での議論の内容は次年度の予算にも反映される。議会だけでなく、住民にとっても重要なものになるため、今後の方向性は示す必要がある。

しかし、今年度も方向性は示されなかったため、決算特別委員会においても、公共施設に関連する事業については、まともに審査することができなかった。このようなことは、豊能町において初めてのことで、民主主義の根幹を揺るがすことになる。

さらに公共施設は、住民サービスを展開する上で核となる場所であるため、公共施設の方向性を2年も続けて示さないということは、税金を支払っている住民に対して、大変、失礼な行為と考える。

これは明らかに町長の意思決定の遅さが招いた結果である。

議会では、町長に公共施設の方向性を1日でも早く決めてもらうため、今年の3月議会の際に公共施設再編検討委員会の結論を早く出すことを求める附帯決議を可決した。

しかし、行政は、附帯決議をまったく無視している。

議会は、首長と同じように選挙によって選ばれた議員で構成されている。議会で可決された議案は、町長の意思決定と同様に民意であり、民主主義の基本なのである。いかなる理由があろうとも、最優先で検討されなければならないのである。無視するという行為は決してあってはならない。

これは、議会を軽視しているというレベルではなく、二元代表制の制度を全く理解していない証拠である。

さらに、この公共施設再編検討委員会で検討している公共施設の中には、築数十年で耐震化もできていない本庁舎が含まれていない。そのため、公共施設再編検討委員

会の結論が出たとしても、本庁舎をどうするのかという方針が出た段階で、抜本的に見直さなければならない事態になるのは明らかである。

豊能町のような小さな自治体では、さまざまな施設を有効に活用していかなければいけない。多くの自治体では廃校となった学校の活用方法について頭を抱えているところも多いが、本庁舎を含め、耐震化もできていない古くなった公共施設が多数存在する豊能町はそうではない。すべての学校で耐震化ができていない校舎は、すぐにでも他の公共施設として利用できるのである。

東地域に学校を残すことになれば、校舎を活用できなくなるため、本庁舎・診療所・公民館・郷土資料館・図書館などの機能をどこかに移す必要がある。

町長が、東地域に学校を残すという判断をするのであれば、本庁舎・診療所・公民館・郷土資料館・図書館をどうするのかという具体策を示す必要がある。

目先の一つの施策の方針転換により、様々なところに影響が出ているのが実情である。豊能町のトップである町長は総合的に判断して行政を進めなければいけない。

4点目、町長は、町の最上位計画である第4次総合計画で挙げられていた道の駅構想を採算性の問題から白紙撤回している。しかし、農業活性化の具体策は何も示していない。最近では、道の駅に代わる案として、言葉だけを変えただけにしか見えないとよのステーションなどを言い出している。

これは町長自身が道の駅の状況を知らない、独創的なアイデアがないことを認めていることに他ならない。なぜなら、最近の道の駅は、農作物の販売だけをしているわけではなく、様々なアイデアで営業し、多くの人に来てもらおうとしている。人気のあるところはまちおこしの起爆剤にもなっ

ているのである。

そして、いつかは道の駅ができると思い、道の駅のためのチャレンジショップとして運営している「志野の里」で農作物を販売してきた人たちの目標をいとも簡単に奪ったことにもなる。早々に道の駅の白紙撤回を取り消すか、町長自身が道の駅を上回る農業活性化のための施策を打ち出す必要がある。

5点目、今、豊能町が力を入れているスマートシティの事業においても、3,000円もするスマートバンドを一部の人に無料で配ったり、スマホを持っていなければプレミアム商品券を利用できないなど、明らかに公平性に欠く事業の進め方をしている。豊能町で税金を使ってスマートシティの社会実験をするのであれば、全世帯が同じように情報やサービスを利用できる環境を整備することが大前提となる。

若い世代は、車を所有している人がほとんどである。買い物は、楽天市場やAmazonでするので、とよのんコンシェルジュを使う必要がない。一方、オンデマンド交通を使いたい高齢者は、他市町村の事例を見ても、スマホの操作が複雑なため利用することができず、ボタンを押すだけのシンプルなものにしている。

民間企業が、スマートシティという名の下に、税金を使って、高齢者にスマホを普及させるために行っている事業にしか見えない。行政の基本的な姿勢を忘れてはいけない。しかしこのことは何度も指摘してきたが、一向に改善されない。

早々に、全世帯が同じように情報やサービスを利用できる環境を整備する必要がある。現時点では、誰のためのスマートシティなのかが分からない状況になっている。

以上、決議する。

令和4年9月22日。豊能町議会。

よろしく申し上げます。これまで積み重ねた議論を対案もなくそのような状態で覆すことは本当にいいことなんでしょうか。トップが明確なビジョンを持って指示しなければ、部下である職員は様々なパターンのシミュレーションをしなければいけないので、2倍、3倍の負担がかかることを忘れてはいけません。この状態が続けば財政だけでなく人材もつぶれてしまいます。これまで決議で指摘したことを再考し、課題を解決していただきたいと考えます。そのためには議員全員で何とぞ賛成をしていただきたい。町長は政党に所属しているからこそ、政党所属の議員の方々はときに厳しく責任を問うていただきたいと思います。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（管野英美子君）

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は放送をもってお知らせいたします。

（午後3時49分 休憩）

（午後4時20分 再開）

○議長（管野英美子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により延長いたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

異議なしと認め、本日の会議時間は延長いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

寺脇直子議員。

○5番（寺脇直子君）

本町は今後、人口減少や少子高齢化社会を迎える中、公共施設の老朽化による更新需要の増大など、非常に厳しい財政状況にあります。そのような中、ICTやAIなどの新技術を活用し、地域の抱える課題の解決に向けて、大阪スマートシティパートナーズフォーラムに参加し、令和3年度はコンパクトスマートシティプラットフォーム協議会の設立により、総務省及び国土交通省の補助金を活用した実証実験が行われ、令和4年度は内閣府デジタル田園都市国家構想推進交付金3億9,000万円を、大阪府下で唯一デジタル実装タイプ2に採択され、見守り、ヘルスケア、子育て、デジタル教育、地域経済、デジタル行政などのサービス実装を目指しています。この実装に向けた財源は、国の交付金2分の1と、参加企業からの企業版ふるさと納税で、実質町の財政負担なしで先進的な取組が始まっています。引き続き本町の課題解決に向けて、これらの先進的な取組を進めていく必要があることから、反対とします。

○議長（管野英美子君）

次に、賛成討論ございませんか。

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

7番・永谷でございます。

第4号議会議案、塩川恒敏豊能町長に対する問責決議に対して賛成討論を行います。

塩川町長が議員の質問に対しての答弁がかみ合っていないことが多く、住民に不信感を与えております。私は、塩川町長がこれからの町政に真摯に当たられることを強く希望し、問責決議に賛成いたします。

○議長（管野英美子君）

次に、反対討論はございませんか。

才脇明美議員。

○2番（才脇明美君）

反対討論をいたします。反対の立場から討論いたします。

ダイオキシン類を含む廃棄物につきましては、令和2年10月に旧双葉保育所敷地内に遮断型最終処分場を建設する計画が発表されましたが、その後、地元自治会から反対の意向が示されたところです。以後、これまでの間は他の場所への移動や他の場所での処分を再検討されるなど、地元自治会の意向を沿えるよう努力、努めてこられました。いづれも大変困難な状況であったことから、今の場所から移動させることはできないとの判断をされたところです。過日の全員協議会で説明のあったとおり、現在の最終処分計画を先に進めた場合にはその場所の有効活用に支障を来すこととなりますので、廃棄物の最終処分は急がなければならないことは十分承知しておりますが、将来を見据えて再整備を進める中で処分場を検討していくほうがよりよい結果に結びつく判断に至られたことは、地域の活性化を進める中でも大変重要なものであると考えます。以上のことから、余野自治会との合意形成ができていない中であることも踏まえ、今回の最終処分の方針変更は町の活性化にとって大変重要な判断であると考えます。将来を担う子どもに対する投資とも言える教育の町というのは確実に進んでいるところです。東西それぞれに小中一貫教育義務教育学校の設置に向け、財政再建を行うことを決定し、関連予算は承認されており、メリット・デメリットを整理し総合教育会議や教育委員とともに先進事例に学んで豊能町にふさわしい学校の実現に向けコミュニティスクールなど着実に進んでいるところです。子どもの教育環境を遅らせることなく充実した学校生活を送られるよう整備してきております。また特に将来のまちづくりにおいて住民の生活の向上を

図るため、デジタル技術を積極的に取り入れたスマートシティに取り組んでいるところです。大阪スマートシティパートナーズフォーラムに参加し、大阪府の先進事例として様々な実証実験が行われ、町の課題解決に向けて取り組んでいるところでもあります。以上を踏まえ、塩川町長の問責決議には反対を申し上げ討論といたします。

○議長（管野英美子君）

次に賛成討論ございませんか。

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

賛成の立場から討論させていただきます。

町長は教育委員会が長い時間をかけて議論し出した結論、1小1中を2小2中に変更し、また住民・専門家が長い時間かけて作成された豊能町の最上位計画である第4次総合計画に上げられていた道の駅構想をトップダウンで変更、白紙にされました。私はトップダウンが悪いとは言いません。ただしトップダウンで決める以上、それを超える対策方針を出さなければ行政は前へ進んでいかないと思っております。また町長におかれましては公共施設再編計画、ダイオキシン廃棄物処理においても当初のお考えとはいつの間にか違う方向に行っており、どこに向かってどのようなまちづくりを進めていこうとしているのか、互いが互いが影響し合って本当に前へ進んでいかない状況になっております。これまで、ここ最近では豊能町まちづくり計画、西地区こども園、それから公共施設再編計画などが出されてますけども、その席でやはり町長は多くの住民、専門家が本当にこの豊能町のためにどうしたらいいかを考えて出されていることを十分肌で感じていると思えます。そういった意味から膨らめまして、やはりトップダウンで白紙変更するということの責任の重さ、それに代わる新たな施策

の重要性っていうことをいま一度考えていただき、受け止めていただき、現在どのような混乱が起こっているのか御自身でやっぱり分析をしていただいて、遅れたこの豊能町の行政を一日も早く取り戻していただきたいということを思いを込め、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（管野英美子君）

次に反対討論ございませんか。

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

問責決議に反対の立場から討論いたします。

教育の問題であります。1小1中、2小2中の問題は3年半前の町長選挙で重大な重要な争点となっております。結果は2小2中を訴えた塩川町長が当選されたわけです。それは公約でありますから当然それを実行する義務が当然あるわけです。住民としても住民の意思を票で表したわけですから、やってることに何か食い違いがあるわけではない。もう既にそれで町全体ももう動いてるわけですよ。それをひっくり返すと安定性というか、町の経営の安定性はもう崩れて町民から信頼を得ることはできないわけです。とにかく、今やってることは住民の付託を受けた公約に沿ってやっているんで、全然問題はないものと考えます。

（発言する者あり）

○9番（小寺正人君）

次に公共施設再編問題、これは人口減少の社会、日本全国そうなんです。どこも同じ問題を抱えてるわけです。

（発言する者あり）

○議長（管野英美子君）

静粛に願います。

○9番（小寺正人君）

それで、これをどのようにするかという

ことは、経営者である町長の責務でもあるわけですよ。なんぼこれこうしたらいいよというものがあっても経営責任を果たさなアカン。要するに破綻してはいけないわけだから、それを財政改革とって様々な利害関係がある中に、

(発言する者あり)

○議長(管野英美子君)

静粛に願います。

○9番(小寺正人君)

様々な利害関係者の調査とか時間に時間がかかっているのは事実です。しかしながら、若手の職員からPTメンバーを選んで、未来を託す若い人たちの意見を聞きながら、そして利用者の観点も入れながら、住民も参加し、それから有識者の話も、意見も、知見を持っている有識者の意見も聞きながら、公正公平な観点を加味しながら合意形成を図るために少し時間がかかっています。それも1月には答申が出るということですのでそれに従ってやるというのは何も間違った話でもありません。

時代の流れ、時の流れはあまりにも早く、それにみんながついていくのに四苦八苦の状態でありますけれど、あくまで新しい時代を切り開くそのリーダーとしていろいろなことを今やってるわけですよ。いろいろなことをやってるんです。新しい時代に即応した公共サービスをいろいろな角度から今、考えておられるわけですよ。何も遊びほうけて時間だけ潰してるわけじゃないわけですよ。だからもう少し、時間をかけておりますが、待っていただいたらいい案が出てくるものと私は期待しております。

それから道の駅、これも選挙の公約にあったんじゃないかと思うんですけど、多額の建設費がかかると。これをそのまま実行したら町が破綻するぞと。そうしたらやっぱり経営者の観点としたら、こんなことを

進めたら経営者失格なわけですよ。

(発言する者あり)

○議長(管野英美子君)

静粛に願います。そして討論をしてください。

○9番(小寺正人君)

だから財政的観点か無理がある考え方、これはやっぱり排除するというのもこれも自然の考え方やから、何も間違っていないと考えています。住民の未来を考えた適切な判断を、いろいろ今なさっていると私たちは考えておりますので。

○議長(管野英美子君)

討論をしていただけますか。演説ではございません。討論をしてください。

(発言する者あり)

○9番(小寺正人君)

4番、道の駅の話ですね。

(発言する者あり)

○9番(小寺正人君)

反対討論でございます。

(発言する者あり)

○9番(小寺正人君)

そういうことで、私は問責決議に反対いたします。

以上です。

○議長(管野英美子君)

続いて賛成討論ございませんか。

中川敦司議員。

○4番(中川敦司君)

4番・中川敦司でございます。

塩川恒敏町長に対する問責決議に対しての賛成討論をさせていただきます。

本町は塩川町長が選挙で当選されたときから多くの課題を抱えていたと思います。あれから3年半が経過いたしました。確かに小中一貫問題は2小2中という形にはなったものの、他の多くの課題への進展が見られておりません。特に道の駅につきまし

ては白紙撤回となったことは今も残念でなりません。どうも道の駅が気に入らなかったのか知りませんが、道の駅が駄目ならば山の駅もいけるだろう川の駅でもいいのではないか、そのようにも私は提案もさせていただきました。しかしながら道の駅に代わる施設も構想も、いまだに具体的に示されてはおりません。以上のことからこの問責決議に賛成といたします。

○議長（管野英美子君）

ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立7：3）

○議長（管野英美子君）

起立多数であります。

よって、塩川恒敏豊能町長に対する問責決議は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会議に付された事件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

9月定例会議は本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

異議なしと認めます。

よって、9月定例会議は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本定例会議の閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

豊能町議会9月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会では、9月の5日の開会から本日まで長きにわたりまして提案させていただきました案件に対し慎重に御審議を賜り全てお認めをいただきました。誠にありがとうございました。今定例会におきまして議員各位の皆様から意見、御指摘等をたくさんいただきました。今後十分に留意をし、今後の町政運営に図ってまいりたいと思います。

また、ただいま私に対する問責決議がなされました。真摯に受け止めたいと思います。ただ、これまでも行政運営に対して逼迫する財政のところ、それらを優先順位を含め財政改革、教育改革様々な投資の部分の優先順位をつけて運営をさせていただきます。また毎年、町政運営方針の中で住民の皆さんへの公表も含めてしっかりとさせていただいているというところでございます。町職員全体として財政難の逼迫する部分を皆で解決するという町内の輪、これはしっかりと受け継いで令和4年の財政運営に努めてるところでございます。本日たくさんの御意見をいただきました。真摯に受け止めさせていただいて、今後の財政運営のところも十分図ってまいりたいと思います。

明日からお休みになりますけれども、先の18日から19日、台風14号の危機がございました。今ニュースによりますとこの休みのところで新たに台風も出てくるというところでございます。私たちというのは住民の皆さんの安心・安全を図るところで、今日この議会が終わりましてから対策本部を含めて立ち上げ、次の台風にも備えてまいりたいと思います。そして新たな形でのオミクロン株対応の2価ワクチン、そういうものも含めましてしっかりと住民の皆さんの安心・安全を図っていくという形で進めてまいりたいと思います。議員各位

におかれまして何とぞ御支援、御協力をお願いをいたしまして、本定例会の閉会に当たりましての御礼と御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（管野英美子君）

これをもって、令和4年豊能町議会9月定例会議を閉じ、散会といたします。

大変に御苦労さまでした。

散会 午後4時42分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第31号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第32号議案 豊能町職員の降給に関する条例制定の件
- 第33号議案 豊能町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件
- 第34号議案 豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例改正の件
- 第35号議案 職員の定年等に関する条例改正の件
- 第36号議案 豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件
- 第37号議案 豊能町税条例等改正の件
- 第38号議案 豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件
- 第39号議案 豊能町農地災害復旧事業の施行について
- 第40号議案 豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 第41号議案 令和4年度豊能町一般会計補正予算（第4回）の件
- 第42号議案 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件
- 第43号議案 令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件
- 第1号認定 令和3年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第2号認定 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 第3号認定 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について
- 第4号認定 令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第5号認定 令和3年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 第6号認定 令和3年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第6号報告 健全化判断比率及び資金不足比率報告の件

第44号議案 工事請負契約の締結について

第45号議案 令和4年度豊能町一般会計補正予算（第5回）の件
豊能町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

第4号議会議案 塩川恒敏豊能町長に対する問責決議

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 7番

同 8番